

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 348 回

梅雨時となりうっとうしい日が続きますが、コロナはいっこうに収束する気配がありません。と同時に人間の精神力をためられている気がします。

ところで皆様の仕事の進行具合はいかがですか？いろいろ難しい事が続きますね。たとえば、なかなか外へ営業に行くことができず「オンライン営業」をすることの難しさ。またどうやってうまく商談や時間管理をするか、従来の対面営業との違いをいかに解決するか。勤務時間の短縮による生産性のダウンや賃金減少等々、大変難しい管理が待っています。一方、テレワークをうまく使う事による地代家賃の節約も、管理者の能力の発揮のしどころですね。

いかにうまく時間を使うか、そのためには知識・能力の向上、技術力のUP、経験の活かし方、ミスはいかに少なくするかの考慮等々、やるべきことはいっぱいありますね。

コロナ禍によって「強制的」に企業に必要な変革が起こった。たとえばリモートワークによる通勤時間の減少や、無駄に長い打ち合わせの減少、飲み会の減少が必然的に起こり、ダイバーシティー・働き方改革といった、コロナ禍前から日本企業に求められていたことが一気に変革できる環境が整ったと考えられます。まさに災い転じて福となすという事ですね。

どうぞ皆様頑張ってください、「生産性」を上げ利益を生むように、企業改革をする努力をお願いいたします。

## 前田の《今人生を語る》第 253 回

## めざめよ日本人 (175)

日本人の弱点、すなわち「依頼心」をなくし、自ら考え自ら行動するようになる事が非常に大切かと思えます。いつまでも、「安保」…すなわちアメリカを頼るのではなく、自力で日本を守る事がほんとうに必要なではないかと思えます。

6 月 12 日に令和 2 年度第 2 次補正予算が参議院本会議にて可決・成立しました。今回はその中から家賃支援給付金についてご紹介させていただきます。

## 1. 概要

新型コロナウイルス感染症を契機とした 5 月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業の継続を支えるため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して給付金を支給するものです。

## 2. 給付の対象となる事業者（①～④の全てを満たす事業者）

- ① 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等であること。
- ② 2019 年 12 月 31 日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ③ 2020 年 5 月から 2020 年 12 月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより以下のいずれかにあてはまること。
  - (1) いずれか 1 か月の売上が前年の同じ月と比較して 50%以上減少している場合
  - (2) 連続する 3 か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して 30%以上減少している場合

※ 売上の減少が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものではないことが明らかなる場合には給付を受けることができません。
- ④ 他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益の対価として、賃料の支払いをおこなっていること。
 

※ 賃貸借契約が転貸を目的とした取引や親族間での取引等である場合には給付の対象とならない場合があります。

## 3. 給付額

給付額は、申請時直近 1 か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の 6 倍となり、法人は最大 600 万円、個人事業者は最大 300 万円を受給することができます。

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75 万円以下	支払賃料×2/3
	75 万円超	50 万円+支払賃料の 75 万円の超過分×1/3 ※ただし、100 万円（月額）が上限
個人事業者	37.5 万円以下	支払賃料×2/3
	37.5 万円超	25 万円+支払賃料の 37.5 万円の超過分×1/3 ※ただし、50 万円（月額）が上限